

## 第44号議案

蒲郡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

蒲郡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和2年5月13日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。



## 蒲郡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年蒲郡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

（市において行う事務の特例）

- 4 市は、当分の間、第2条各号に掲げる事務のほか、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

